

令和6年4月から障害者差別解消法が改正され 事業者の障がい者への合理的配慮が義務付けられます

すっかり春めいてきました、このお便りが届くころには桜が満開かもしれません。さて、この4月から障害者差別解消法の一部改正により事業者による障害がある人への「合理的配慮の提供」が義務となります。



精神保健福祉家族会シュロの会会長 植松和光

「合理的配慮の提供」とは、障害のある人から「社会の中にあるバリア（障壁）を取り除くために何らかの対応が必要」との意思が伝えられたときに、行政機関等や事業者が、負担が重すぎない範囲で必要かつ合理的な対応を行うことです。

これにより、障がいのある人に対して適切なサービスや環境を提供するため、共生社会の実現に向けて一歩前進することになります。具体的な対応は、事業者と障がい者との対話により障がいに対する理解を深め障壁を取り除いていくことがとても重要になっていきます。

「合理的配慮の提供」の具体例には、物理的環境への対応や意思疎通の配慮、ルールの柔軟な変更などが含まれます。不当な差別的取り扱いとはどんなことが考えられるでしょうか。その具体例について記してみました。

「不当な差別的取扱い」と考えられる具体例
■障害のある人が来店したときに、正当な理由がないのに「障害のあるかたは入店お断りです」と言って入店を断ったり、「来店するときは保護者や介助者と一緒に来てください」などと言って介助者などの同伴をサービス提供の条件とする行為

■障害があることを理由に、障害のある人に対して言葉遣いや接客の態度など一律に接遇の質を下げる行為

■障害の種類や程度などを考慮せず漠然とした安全上の問題を理由に、施設の利用を断る行為

■業務の遂行に支障がないにもかかわらず、障害のない人とは異なる場所での対応を行う行為

皆さん、これから私たちもしっかりと目を耳を大きくして障がい者差別についてしっかり考え発信していきましょう。

～新しい相談窓口「つなぐ窓口」～ 「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮の提供」についての相談を国や自治体の相談窓口につなぐほか、障害者差別解消法についての質問に答える、新しい相談窓口「つなぐ窓口」が開設されています。

障害者差別に関するご相談は「つなぐ窓口」☎0120-262-701

学習講演会ご案内 「高森先生と家族SST」

精神疾患を抱える患者の治療は薬物療法が中心ですが、日常的に支える家族の対応により症状に大きな作用があります。今回は、精神障がい当事者とその家族のコミュニケーション力についての技法を学びたいとおもいます。（高森先生の講演会の前に、シュロの会総会が開かれます。詳細3ページへ）

日時	4月14日（日）14時15分～16時30分
場所	くにたち福祉会館 3階中会議室
講師	高森信子氏（心の相談カウンセラー、SSTリーダー）
問合せ先	☎ 080-1211-6898 植松

- 今回は、精神障がい者が加入出来る保険について、民間団体：J総合保険代理店からのお話でした。私は、これまで相談支援事業所の相談員として利用者・ご家族の相談を受けていましたが、加入保険という項目についての相談は受けたことがないこともあり、興味を持って聞かせてもらいました。

障がい者の経済面については、多くは障害年金、手当、作業所工賃が収入の主なものとなっており、その額は日々の生活を支えていく上では決して満足のいくものではなく、両親の経済的支援が多大なものとなっていると思われます。

また、親亡き後は、権利擁護、成年後見人等によって支援を受けていくことになりませんが、利用者の将来の生活を考えた場合、両親がどの程度の資産を残してくれており、それがどの様に利用可能なのかが問題になってくると思われます。現状のお金だけで生活が難しい場合、最終的な公的支援としての生活保護を受給することになりますが、そこには「利用出来る経済的サービスを使用しても最低限の生活が出来ない場合に受給可能」とされており、そのハードルは高いものになっています。

今回の保険金額という概念は、利用者の将来の生活（経済面）を支えてい上での新たな可能性になるのではないかと思います。

しかし、加入条件、本人の意思など様々な条件がネックになることもあると思われます。

今回、ご家族から「将来に備えて準備したいと思っているが、公的なものではなく民間団体のことなので詳しいことが分からない」「うまく相談に乗ってくれるのか心配」等、不安な気持ちから、様々な質問が出ていたようです。

今後、どの様に展開されていくのか見守りたいと思います。 (T.K.)

- 精神科に通院し、投薬を受けていると、保険には加入出来ないと思っていました。実際加入申し込みをしても、病歴、服用している薬名等を明記するとお断りの文書が届きガッカリしました。いろいろ制約はあるかと思えます。

今回の学習会で、精神科に通院し服薬していても、加入できる保険があるのを知ることが出来たのは大きな収穫でした。とても充実した学習会でした。 (u)



- まったく保険に入っていない娘のことが気がかりで、参加させて頂きました。前々から、いったん鬱と診断されるといわゆる健常者と同じ保険に入れれないと言うことを聞いて薄々知ってはいましたが、その再確認ができました。しかし、入れる保険もあるということを知ることができてホッとした次第です。後で、診断後も5年の間に診察や投薬がなければ健常者と同じ保険に入れるということも教えて頂き、とても感謝しております。大変有益な勉強会でした。 (H)

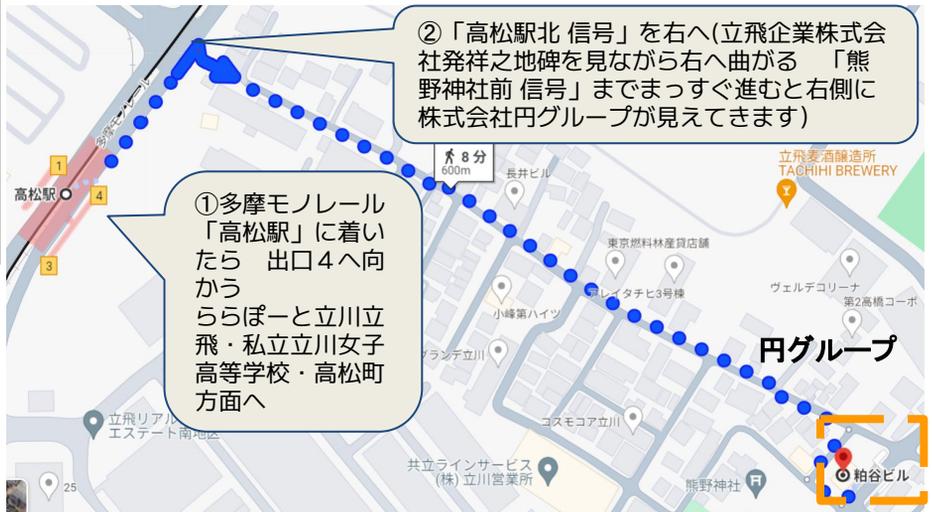
シュロの会サロン交流会・相談のご案内 円グループ本部立川市高松

今まで使用していましたが「おーぶんだいにんぐen(えん)」は3月末で閉店となり、使用できなくなりました。5月からは、立川市高松の株式会社円グループ本部の会場をお借りして、サロンを行います。

5月 円グループ・シュロの会サロン	
日時	5月26日(日) 10:00-12:00 13:30-15:30
場所	株式会社円グループ 本部 1階交流室 〒190-0011立川市高松 町1-17-20 粕谷ビル (熊野神社となり) 多摩モノレール高松駅徒歩 8分 JR立川駅北口徒歩17分
内容	(午前) サロンでの交流(午後) 家族相談※相談には 予約が必要です 担当：植松 ☎080-1211-6898



2月29日に円グループの寺田さんのご案内で、会場見学をしました。国立のサロンも素敵でしたが、立川のサロンは天井が高く開放感があり、なおかつアットホームな雰囲気もあります。5/26皆様のご参加お待ちしております。



シュロの会総会・ミニ交流会のご案内

【2024年度第28回シュロの会総会】	
平成8年4月に設立したこの会も28年目を迎えました。この28年間のなかには皆さんの色々な思いがびっしり詰まっています。今年も皆さんと一緒に総会を行いたいと思います。是非、会員の皆様のご出席をお待ちしています。(総会後は、高森先生のSSTです)	
日時	2024年4月14日(日) 13:00~13:45
場所	くにたち福祉会館 3階中会議室
議題	2023年度活動報告並びに決算報告 2024年度活動方針並びに予算案 2024年度役員の選出等

5月【シュロの会ミニ交流会】	
日時	5月12日(日) 13:30~16:00
場所	くにたち福祉会館 3階中会議室
内容	ミニ交流会は精神疾患でお困りの方を囲んでみんなで話し合い悩みや困りごとを共有する場です。 ご参加をお待ちしています。

参加報告 【日本心理教育・家族教室ネットワーク 第24回研究集会 関東大会】

日時：令和6年2月23、24日 場所：一橋講堂

4つのシンポジウムと12の分科会がありました。私が参加したシンポジウムと分科会を報告します。

【シンポジウム】「聞いてもらえなかった思いを安心して語れるつながりが“治療”を変える」

精神科診断では、一般医学でのエビデンスがないまま人の思考、感情、行動、価値観を診断基準と照合して疾病としています。病院の中に精神科医療のサービスのすべてを閉じ込めています。地域でのソーシャルワークを学び、従来の精神科診断、治療、支援の枠組みから自由になる可能性を考えたいと思います。当事者のナラティブ(物語)をよく聴いて理解し、問題を解決しながら病気とともに世の中で生きることの大切さを考えていきたいという内容でした。

「浦河べてるの家」のような取り組みが当たり前になったら、病気になっても希望が持てるようになるのではないかと思います。

【分科会】「メンタルヘルス領域の人権について問い直す」

座敷牢、虐待、長期入院などが今も繰り返されています。私たち医療側は「やむを得ない」と言って残酷な現実を後押ししてきました。八王子滝山病院での事件をもとに、メンタル領域における人権とは何かを自分のこととして考える機会を作りたいです。

一口に人権といっても難しいなというのが正直な感想です。治療が必要な当事者の人権は守られなくていけません、家族の人権、安全も保障されるような仕組みが整っていくことをお願いしたいです。(N)



会員の皆様からのコメントをお待ちしております。
コメントは、家族会・ミニ交流会時やホームページのお問合せメールで
お受けしています。300文字以内でお願いします。(編集部)

最近、介護の会社の取組として虐待対策として22：00～2：00までの4時間、複数の営業所をつないでZOOMでのミーティングと言いながら、通常の介護業務もあり、話し合いもなくただZOOMを4時間繋ぎっぱなしにしています。4時間の間は、虐待は無いかも知れませし、全体として虐待も少しは減るかも知れません。業務の改善、人材不足も解消され、多くのストレスを軽減することによる虐待の改善対策に繋がることも期待します。(H)

去年は、お世話になった二人の叔母と友人が亡くなり、喪失感でいっぱいの日々でした。今年は娘も退院が決まり、やっと社会へ向けての訓練が始まります。不安でしたが、徐々に慣れていく様子がわかり、ケースワーカー他、皆様の支えに感謝します。訪問看護を初めて受けることになり、一人で自立していく様子を見られるのが楽しみです。2月29日、立川の「円」本部見学の前に、皆様と食事を楽しみました。「グリーンスプリング」でしたが、緑豊かな広場があり、沢山のレストランやカフェが並び、散歩しながら、楽しめる新しい形のところでした。ゆったりとした、解放感のなかで、また来たいと思いました。(I)

【編集後記】

職場で「能登に行かないの?」と訊かれました。東日本大震災後は私もボランティアツアーに参加しました。船が建物の上に乗っていて津波の破壊力に驚き、誰も住んでいない街を歩いて放射能の见えない力におのきました。今もボランティアに通っている方々がいると今週の新聞記事で知って感心するとともに、自分はもうボランティアこそ出来ないけれど何時か再訪しようと決めました。そして東北地方や能登半島や熊本県の産物を買って応援し続けようと思います。(前田)